

## 北海道博物館の組織改正について

- 文化観光推進法の制定(令和2年)や博物館法の改正(令和5年)などによって、博物館が地域の文化観光振興の拠点的な役割を担うことや、地域社会の活性化に寄与することなど、より幅広く社会に貢献していく役割が求められていること等を踏まえ、職責の明確化やガバナンス機能の向上により、一層の事業の推進を図るため、令和7年4月より、課制の導入やセンター新設など組織体制を改正

機 構 (令和7年4月1日現在 職員38名(非常勤職員を除く))

